

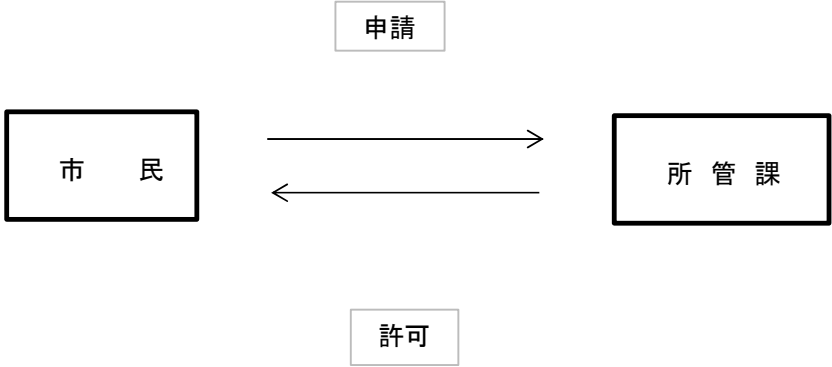
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

処 分 名	水洗便所改造資金の償還期限の延長	
処 分 の 概 要	火災その他の災害、その他やむを得ない理由により貸付金の償還が困難となった場合に、その者の申出により、償還期限の延長を決定するもの。	
根 拠 法 令 名	松山市水洗便所改造資金貸付条例(昭和37年条例第29号)	
条 項	第10条	
所 管 課	給排水設備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標 準 処 理 期 間		計 未設定
判 断 基 準	火災その他の災害等により、貸付金の償還が困難となったことについてやむ得ない理由があること。 【根拠法令等】 松山市水洗便所改造資金貸付条例 第10条 管理者は、資金の貸付けを受けた者が、火災その他の災害によつて貸付金の償還が困難となった場合その他やむを得ない理由があると認めた場合は、その者の申出により、貸付金の償還期限を延長することができる。 松山市水洗便所改造資金貸付条例施行規程 第7条 条例第10条の規定による償還期限延長の申出は、水洗便所改造資金償還期限延長申出書(第4号様式)により行うものとする。 2 前項の申出書には、り災証明書その他償還期限の延長事由を証明する書面を添付しなければならない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。